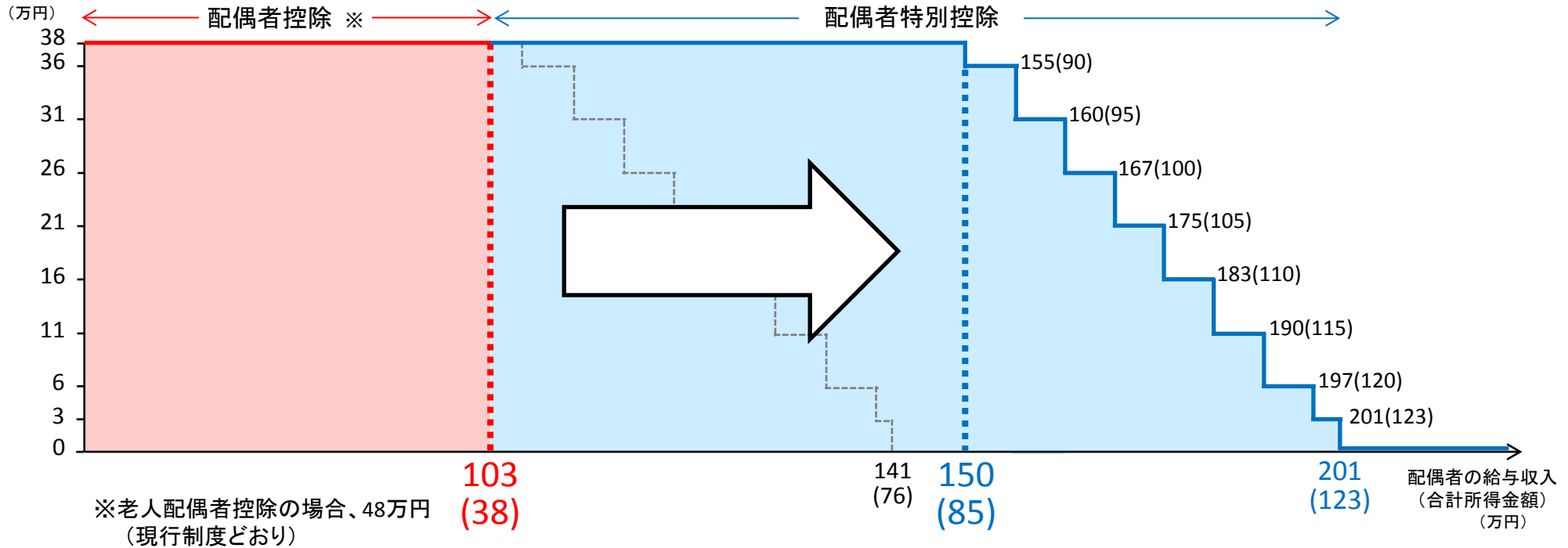


配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（平成29年度改正）

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

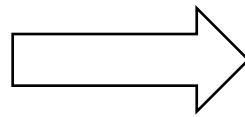
〔平成30年分以後の
所得税について適用〕

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

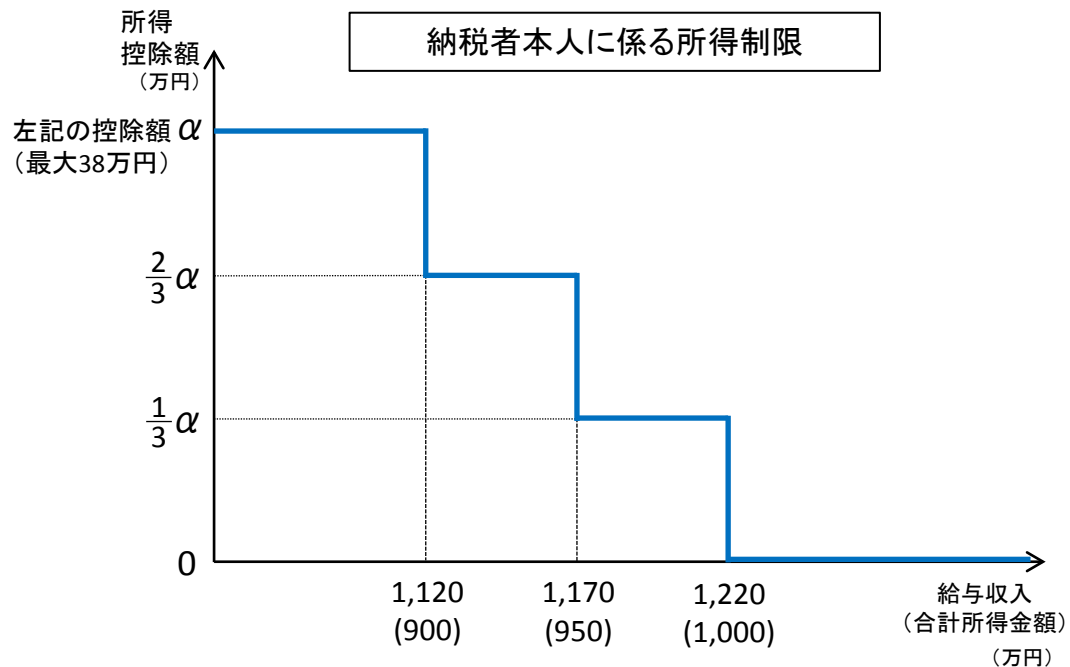
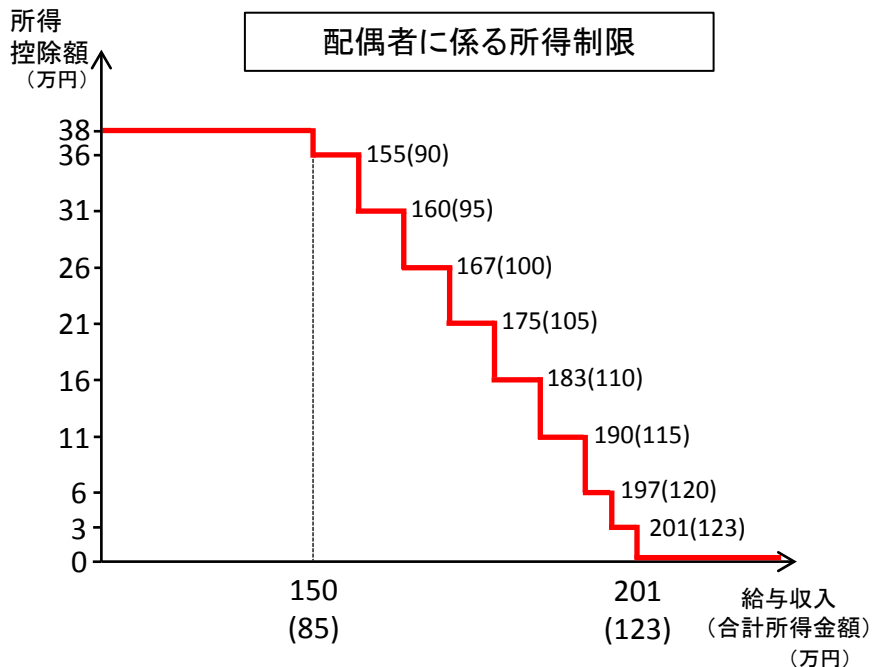
見直し前: なし
(配偶者特別控除は、給与1,220万円
(合計所得金額1,000万円)で消失)



見直し後:
給与**1,120万円**(合計所得金額900万円)から逡減開始し、
給与**1,220万円**(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)超1,220万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,120~1,170万円(900~950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,170~1,220万円(950~1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

控除額を納税者本人の所得に応じて遞減・消失 させていく仕組み（平成29年度改正）



※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入(合計所得金額) →

(単位: 万円)

	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	～103 (～38)	～150 (～85)	～155 (～90)	～160 (～95)	～167 (～100)	～175 (～105)	～183 (～110)	～190 (～115)	～197 (～120)	～201 (～123)	201～ (123～)
～1,120 (～900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
～1,170 (～950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,220 (～1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220～ (1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①～1,120万円(～900万円)の場合、控除額48万円、②1,120～1,170万円(900～950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円～1,220万円(950～1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。